

私立大学大学院における教員養成・

研修の課題と可能性

——教養審第2次答申を手がかりに——

藤 井 泰

はじめに

- I 大学院修士課程と専修免許状の制度
- II 教養審第2次答申の作成経緯
- III 教養審第2次答申の骨子
 - 1 基本的な考え方
 - 2 具体的な施策
 - 3 6年制教員養成教育など

おわりに

は じ め に

このところ文部省は、21世紀の学校教育を展望し教師教育の改革を精力的に行ってきた。近年の教師教育の改革の基本構想を策定する上で、教育職員養成審議会（教養審と略）は重要な役割を果たしてきた。

周知のように、中央教育審議会の「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」（1996年）という第1次答申が出され、「生きる力」と「ゆとり」をキーワードに、21世紀の学校像の転換が図られつつある。このような学校教育を実現するために、その担い手である教員の資質向上をいかに図っていくかが、文部省の大きな政策課題として浮上してきたのである。

このため1996年7月29日に奥田幹生文部大臣は、教養審（会長：蓮見音彦・和洋女子大学教授）に対して「新たな時代に向けた教員養成の改善方策」とい

う諮問を行った。諮問事項は3点ほどあった。すなわち、①教員養成課程のカリキュラムの改善、②修士課程を積極的に活用した養成のあり方、③その他関連する事項である。

これらの3点について教養審は、相次いで答申をまとめた。まず学部段階の教員養成の①については、1997年7月に答申が出され、これを受けて98年6月に「教育職員免許法」が改正された。この結果、全国の大学の教職課程においては、98年度および99年度にかけて再課程認定の作業に追われることになった。

ここで取り上げるのは、検討事項の②に関する『修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について——現職教員の再教育の推進』（第2次答申、1998年10月）である。なお検討事項の③については、1999年12月に『養成と採用・研修の円滑化について』（第3次答申）が出されている。

第2次答申は大学院修士課程の教員養成を対象としている。しかも、結論を先取りすると、答申は主に国立教員養成大学・学部の修士課程を念頭において作成されたものである。したがって、学部段階の教職専門科目を担当している、多くの私立大学の教職課程の専任教員にとっては、この答申は第1次答申に比べると、それほど実践的な検討課題とはなりにくかった。だが、最近、大学院修士課程を設ける私立大学は増大している。しかも私立の一般大学・学部系（教育系以外の大学・学部を指している）の大学院修士課程275のうち、専修免許状の課程認定を受けている大学院数は195である。その割合は実に70.9%にのぼっている。実態としては、大多数の私立大学大学院が教員養成に関与しているわけである。

このような状況にもかかわらず、私立大学関係者の間では、教育系修士課程を有する一部の大学を除き、大学院における教員養成・研修に対する関心は極めて低かった。

しかしながら、「教員養成における開放制の原則」、「学部・修士課程6年間の教員養成」、「一般大学・学部系の修士課程の教職科目の位置づけ」などの論点

は、私立大学の学部や大学院において教員養成や研修に関心をもつ者にとって、避けては通れない検討課題となってきた。組織的な取り組みとしては、たとえば、全国私立大学教職課程研究連絡協議会という団体の中に1998年夏に発足した「大学院における教員養成・研修問題検討委員会」というワーキンググループがあり、多くの議論が積み重ねられてきている¹⁾

そこで本稿では、このような私立大学の教職課程担当者の立場で、教養審の第2次答申の骨子について紹介し、若干のコメントを付言したい。

I 大学院修士課程と専修免許状の制度

まず、大学院修士課程と専修免許状(1988年に創設された免許種)との関係について整理しておこう²⁾

答申は次のように述べている。

「教員養成における修士レベルの教育の成果は、最終的には専修免許状へとつながっていくものであるが、その取得方法は下記のように大きく2種類に分けられる。

第一に、専修免許状の課程認定を有する大学院修士課程に在学した場合、その修了要件を満たし修士の学位の取得をすれば、通常は専修免許状の授与要件をも満たすことになり、専修免許状の取得が可能になる。

第二に、一種免許状を有する現職教員が、所要の教職経験年数を基礎に大学院修士課程等で所要の単位を修得すれば、専修免許状を取得することが可能となる。これを一般に専修免許状への『上進』と称している。³⁾

この答申によると、前者の修士の学位と連動して取得される専修免許状は、1996年度の専修免許状の授与件数14,407件のうち、13,506件であり、全体の93.7%であった。一方、後者は修士の学位を基礎資格としないルートである「上進」制度であるが、この方法等で専修免許状を取得した者は、899件であり6.2%であった。

このように専修免許状の取得には、第一の大学院修士課程のルートがもっとも一般的である。専修免許状の基礎的な授与要件の基本は、修士の学位ということになる³⁾。

答申は引き続いて、大学院修士課程の目的、修業年限、入学資格、教育方法、修了要件、通信教育などの制度の概要を説明している。

注目されるのは、1998年度の大学院設置基準の改正による通信制の修士課程が制度化されたことである。先駆的な私立大学の中には、教育・心理系で夜間開講や通信制の大学院を設置していく試みも出ていることは特記される。1999年度開設の通信制大学院としては、聖徳大学大学院、明星大学大学院、佛教大学大学院、日本大学大学院がある。

さて、ここで指摘しなければならないことは、大学院における専修免許状の課程認定において、いわゆる「開放制の原則」が堅持されていることである。したがって、教育学や教育心理学系の大学院のみならず、文学、経済学、経営学あるいは理学等すべての学問分野にわたる大学院でも課程認定を受けることができる（「教科または教職」に関する科目が24単位ほど必要であると定められている）。こうした開放制の教員養成制度の下では、専修免許状の課程認定を受ける大学院には、二つのタイプが存在している。すなわち、教育学や教育心理学などの教職専門科目を中心とする教育系の大学院修士課程と、教科を中心とする一般大学・学部系の大学院修士課程とである。たとえば、愛媛大学教育学研究科は前者であり、松山大学経営学研究科は後者に当てはまる。いずれの大学院を修了しても、学部レベルの一種免許状に連動して、専修免許状が授与される。

では、どの程度の大学院が専修免許状の課程認定を受けているのであろうか。

1996年度の文部省の調べによると、大学院の数は国立が98、公立が32、私立が275であり、このうち、専修免許状の課程認定を有するのはそれぞれ、80(学科等では1,762)、公立22(155)、そして私立195(1,225)である。

私立大学大学院の数が全体で275ということなので、専修免許状の課程認定

を受けている大学院の割合は70.9%である。

取得者数は全体では先に見たように13,506件である。もっとも設置形態別の取得者数の数字がないので、私立大学大学院が占める割合は分からない。

なお1996年度にすべての国立教員養成大学・学部⁴⁾に修士課程が設置された。1997年度に修士課程への入学者は3,211人であった。彼らのほとんどが専修免許状を取得すると思われるので、ラフな数字で言えば、国立教員養成系の大学院修士課程を出た者が専修免許状取得者全体の4分の1を占めていると推計できる。

さらに答申は大学審議会（大学審と略）の見解を踏まえて「国・公・私立を通じた大学院修士課程の規模の拡大傾向は今後とも続くものと予想され、大学審では西暦2010年（平成22年）の大学院在学者数（修士課程及び博士課程の在学者数の合計）を現状の約1.5倍に当たる25万人と推計している」⁴⁾と述べる。

答申は、このような大学院修士課程の量的拡大の中で、「高度職業人の養成」のひとつの重要な政策の柱として、修士課程を活用した教員養成のあり方を構想している。

II 教養審第2次答申の作成経緯

第2次答申の諮問が奥田幹生文部大臣より行われたのは、1996年7月のことである。

この「修士課程を積極的に活用した養成のあり方」という検討事項について、教育助成局長がさらに補足説明を行っている。それによれば、1996年度にすべての国立教員養成大学・学部⁴⁾に修士課程が設置された時期をとらえ、教員の実践的指導力を抜本的に高める観点から、修士課程を積極的に活用した教員養成のあり方を検討してほしいとされた。

具体的には、修士課程の積極的活用のあり方について、①「現行の養成制度

を前提に修士課程における養成をより拡充すること」、②「一般学部での4年間の教育を前提に修士課程の2年間で集中的に教員養成教育を行うこと」、③「学部・修士課程6年間一貫により教員養成教育を行うこと」等が検討の視点として挙げられるとともに、④「専修免許状制度のあり方をも含め、現職教員の高度の研修機会としての役割」を検討することが示された。

諮問の検討視点の②や③は、私立大学教職課程の関係者としては気になる論点であった。

1997年9月に、教養審の内部に大学院等特別委員会（主査：麻生誠・放送大学教授）が設置された。1998年6月には7頁の中間報告が公表された。この中間報告は、1「はじめに」、2「基本的考え方」、3「具体的施策——①修士課程の改善に関する措置」、②上進制度の改善等」、③「国、都道府県等による措置」、4「更に検討を要する事項」、5「おわりに」、から構成されている。

ここで4「更に検討を要する事項」について付言すると、「意見が出されており、これらは今後最終報告に向けての検討課題となる」とされる4点が示された。そのうち、「専修免許状に係わる課程認定基準（教職に関する科目の必修化等）の在り方」は、一般大学・学部系の関係者には気になる論点であった。現行では、教科に関する科目のみで専修免許状を取得できるようになっているので、大学院についても何らかの法改正が行われ、再課程認定が必要となるかと危惧された。

1999年10月29日に、最終答申（78頁）が出された。

なお、その2日前に大学審答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』が発表されているが、この答申は教養審の第2次答申でもしばしば言及されている。

III 教養審第2次答申の骨子

1 基本的な考え方

最終答申は、1「はじめに」、2「修士課程レベルの教員養成の実態」、3「修士課程を積極的に活用した現職教員の再教育の必要性」、4「施策実施に当たっての基本的考え方」、5「具体的施策」、6「むすび」および資料という構成になっている。

答申の内容は中間報告の骨子を踏襲しているが、文部大臣の諮問に対する応答という観点で言えば、諮問の①と④に関する議論がメインになっていることが分かる。すなわち、

「本審議会は、学部レベルの一種免許状を標準とした現行の教員免許制度について、修士レベルの教育機会を広く視野に入れつつ、今後教員養成において修士課程をいかに積極的に活用すべきかという点に関し集中的に検討を行ってきた。

その結果、上記のように今後ますます高度かつ多様な資質能力が教員一人一人に求められる状況にあつては、現役学生が学部から引き続き修士課程に進学する場合よりも、現職教員が自ら教職経験を通じて形成した問題意識を持って修士課程に学修する場合の方がより大きい効果が期待できることから、現職教員の意欲や主体性を重視した修士レベルの多様な再教育の機会を充実することが基本的に重要であるとの結論に達した。」

このように現職教員の再教育機会として、修士課程を積極的に活用することに議論が集中することになった。

答申では、現職教員が大学院で学ぶ意義が強調されている。「教育現場における実践の中から生じた様々な課題は、学校教育の実態を客観的に把握することができる環境の中で探求し直してみたときはじめてその解決策が得られ、新たな理論が構築されることが多い」と述べる。そして、「修士課程への現職教員の受け入れを通じて大学と教育現場の間に……相互作用が継続的に生じるようになれば、これによって真の意味での『実践と理論の統合』が実現する」⁵⁾との見解を示している。

さらに、大学院教育を受けた教師像について「現職教員に対し、各人の意欲

や主体性を重視した修士レベルの多様な研修の機会が提供されるようになれば、開放制の教員養成制度の趣旨は一層徹底し、教科指導、生徒指導等の各分野について高度の実践的指導力を有する質の高い教員が確保される」としている。

答申は、現状では大学院教育が量的に不十分であるので、現職教員を対象とする修士課程（国・公・私立の教員養成系または一般大学・学部系）での教育機会を多様化するとともに、その量的拡大を図るべきだと主張している。

2 具体的な施策

答申の提案は多岐にわたるが、『内外教育』（1998年11月6日）の要約によると、主なものは、次の通りである。

- ①修士課程の修業年限の弾力化（現職教員対象の1年制コースの開設）
- ②校務に従事しながら修士レベルの教育を受ける機会の整備（夜間、週末、長期休業期間等の活用など）
- ③修士課程における教育研究の充実
- ④休業制度の新設
- ⑤負担軽減のための非常勤講師の配置
- ⑥専修免許状取得者への給与面での優遇措置
- ⑦上進制度の単位逡減を引き上げ、12単位程度にすること

こうした措置により、答申では、2001年度から10年間に、公立小・中・高の40歳未満（2000年度末現在）の若手教員の15～25%が専修免許状を取得できるという試算が出されている。この10年間に於いて毎年の取得者数は毎年平均で、5,000人から13,000人の規模に見積もっている。

3 6年制教員養成教育など

ところで、教養審では、諮問③や④の議論は脇役になったに過ぎない。もっとも議論がなされなかったわけではない。私立大学教職課程および大学院関係

者にとっては強い関心があるところである。

では、諮問③の6年制の教員養成に道を開く「6年一貫による教員養成教育」に関しては、どのような見解を示したのであろうか。

教員養成分野では6年制の養成教育は現時点では現実的ではなく、中・長期的な課題であると、答申は述べる。関係する箇所を引用すると、「教員養成分野において、医学、獣医学などの分野と同様に6年一貫で養成教育を行うことについては、学部レベルを標準とした開放制の教員養成となっている現状にかんがみ、少なくとも現時点においては現実的ではない。このことは、今後、平成12年度新入学生から全面実施される新しい免許基準に基づく学部レベルの教員養成カリキュラムの定着状況、修士レベルでの教員養成教育の充実状況等を総合的に勘案しながら、中・長期的に検討を行うべき事柄である。」⁷⁾

もっとも、「むすび」では、ややトーンが変わっていることは注目に値する。すわなち、「教員に求められる資質能力は今後とも更に高度化・多様化していくと見込まれ、長期的に見た場合、教員養成教育の標準が現行の学部レベルのものから修士レベルのものへと徐々に移行していくことは、冒頭の「1 はじめに」でも触れたように、もはや必然的なことと思われる。」⁸⁾ (下線、筆者)

また、中間報告の段階で検討課題に浮上した「専修免許状に係わる課程認定基準(教職に関する科目の必修化等)の在り方」についてはどのような結論になったであろうか。

この論点は、「修士課程における教員養成における開放制の原則」という項目で言及されているが、結論的には専修免許状の取得にあたって、教職科目の必修化が見送られたことも指摘しておこう。

答申の一般大学・学部系の修士課程における専修免許課程に関する見解は以下の通りである。少し長いですが、引用する。

「一般大学・学部系の修士課程においては、実態として教職に関する科目がほとんど開設されておらず、そこに現職教員が在学し修士レベルの教育を受ける場合、校務への復帰後の実践的指導力の向上を疑問視する向きもある。しか

しながら、教科指導に当たって、教科の内容に関する深く幅広い専門知識が、児童生徒への指導の内容・方法のいかんによって、その関心を著しく高め理解を深める効果を持つことは言うまでもない。特に教育実践における明確な問題意識を持った意欲ある現職教員が修士課程に在学する場合、学部レベルで修得した教員として最小限必要な資質能力と自らの教職経験を基盤に、修士課程において適切な履修指導等を受けながら教科に関する高度な専門知識や課題解決の方法を確実に修得し、その成果をその後の教職現場における指導に効果的に生かしていくことが十分に期待できる。

したがって、一般大学・学部系の修士課程に現職教員が在学し、教科専門科目を中心に学修を進めることは、現職教員の実践的指導力の向上を図る上で十分にその意義が認められるものである。⁹⁾

このように、答申では、大学院修士課程レベルにおける専修免許状に係わる課程認定基準の全面的な見直しには至らなかった。

だが、一般大学・学部系の修士課程に教職に関する科目を置くことの意義については、今後、私立大学大学院においても検討されるべき課題であろう。教育学や教育心理学に関する科目はもちろん、教科教育学に関する科目を位置づけるべきであるという意見も出ている。¹⁰⁾ 実際、少数ではあるが、教育系ではない大学院の科目に「教職に関する科目」を開設している大学院も出てきていることは注目される。たとえば、学習院大学文学部では、1988年の専修免許状の発足当初より、「教育特殊研究(学校の社会史)」という科目が開設されていた。¹¹⁾

おわりに

教養審第2次答申が発表されると、朝日、読売、毎日などの各紙に報道された。とくに毎日新聞(1998年11月2日)は「教員養成——ゆとりの中でいい先生を」という社説で取り上げた。答申はおおむね好評であり、「機会が広がることはいいことだ。大学院を希望する先生は多いが、制約もあり現実にはなかなか

か難しい。条件整備を積極的に進めてほしい。将来的には、金銭面でのバックアップも検討されるべきであろう¹²⁾と述べている。これに対して、辛口のコメントもある。たとえば、『内外教育』(1998年11月6日)の「修士課程研修の拡大」という記事では、「正直なところ、こうした制度改正が、期待しているように直ちにいじめや不登校などの問題に立ち向かう力を教員につけることになるかどうかは半信半疑である。……その指導に当たる大学教員と現職教員との関心は必ずしも一致しない。目下論文執筆中の若い大学教員の関心は専ら外国あるいは歴史的な教育現象であり、いじめや不登校といった当面する教育問題に学問的関心を持つ者はさほど多くない。ましてや国語、英語など教科専修になると、日本文学や外国文学の古典購読が主要な研究テーマになり、小学生に英語をどう教えるか、中学生に古典文学の面白さをどう分からせるかといった次元の問題ははるかに遠くなる。」¹³⁾

本論で述べたように答申は主に量的拡大に重点が置かれている。だが、この『内外教育』の記事の指摘にあるように、教員養成系であれ一般大学・学部系であれ大学院修士課程において「実践的指導力を有する質の高い教員」を養成できるのかという課題はより重要であろう。私立大学大学院の場合、教科に関する科目を中心とする一般大学・学部系の修士課程がほとんどであるが、これらの大学院修士課程においても、教員養成カリキュラム開発という観点から、教科専門と教科教育および教育科学との内容的な連携協力のあり方が検討される必要があるだろう。

第二には、現職教員が大学院で再教育を受ける機会が多様化し、拡充される中で、多数を占める私立の一般大学・学部系大学院の修士課程がどの程度の受け皿を用意できるかは今後の課題である。日本私立大学団体連合会は、教養審の中間報告に対する意見の中で「開放制の教員養成制度を維持しながら、現職教員が修士レベルにおける、より高度な資質能力を習得する機会を拡大するという基本的な考え方に賛同します」¹⁴⁾と述べている。昼夜開講や夜間の修士課程の設置は、これからの私立大学大学院に課せられた課題でもある。教育・心

理系の夜間大学院としては、2000年度に開設された福岡大学の事例が注目に値する。

最後に、私立大学の教職課程の立場からすると、現職教員が修士課程で学ぶ機会が増加するにつれて、国立と私立、さらには同じ私立大学でも教育系の大学院をもつ大学とそうでない学部レベルのみの大学との間の格差構造がますます拡大することは間違いないであろう。今後、高等教育を取り巻く競争的な状況にあって、個別の私立大学大学院の戦略がますます問われる時代を迎えている。

注

- 1) 筆者も委員の一人である。委員は各地域ブロックの会員校から一名の委員が選出されている。他の委員は、佐藤淳(北海学園大学)、小池榮一(神奈川大学)、杉江修治(中京大学)、田井康雄(京都女子大学)、萬戸克憲(桃山学院大)、高木雅史(福岡大学)である。1998～1999年度の2年間の委員会の検討を踏まえて最終報告書は2000年5月に刊行予定である。
- 2) 大学院修士課程と専修免許状という教員免許状とを結びつけている制度は、国際比較の観点からユニークである。そもそも専修免許状は1988年の教育職員免許法で制度化された免許種であるが、この免許状の制度に関して歴史的あるいは比較的な観点からの本格的な研究は管見の限り行われていない。
- 3) 教育職員養成審議会『修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について——現職教員の再教育の推進』(第2次答申)、1998年10月、4頁。

この答申については既に、日本教師教育学会『98.10.29 教養審第2次答申及び関連資料』1998年11月；『教育評論』第622号、1999年2月の特集「現職教員の研修が変わる」；高倉翔編『新時代の教員養成・採用・研修システム』教育開発研究所、1999年に解説が加えられている。

また国立の教員養成系の大学院側の反応については、たとえば田中喜美氏(東京学芸大学)の報告「『修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について(中間報告)の内容と問題点——国立大学の面からみた』(日本教師教育学会研究会、1998年7月25日)などがある。

- 4) 同上、3頁。

なお、最近の修士課程の拡大によって、公立学校の教員採用者における大学院修了者の割合が増加してきている。1997年度では、小学校4.4%、中学校8.2%、高等学校15.3%となっている。現職教員の場合、1997年度の国・公・私立の全体の統計によれば、大学院の学歴を

有する者の割合は、小学校1.0%、中学校2.5%、高等学校7.8%となっている。

5) 同上，2－3頁。

6) 「修士課程研修の拡大」「現職教員の修士課程入学を推進」『内外教育』1998年11月6日。

7) 教養審第2次答申，40頁。

8) 同上，43頁。

この点に関して最終答申に批判的な委員もいた。たとえば、教養審の委員の一人、高倉翔（筑波大学名誉教授，明海大学副学長）氏は，答申後に出された著作の中で「（「教科に関する科目又は教職に関する科目」の，引用者注）『又は』という規定では，あまりにも自由度が多すぎ，期待される『資質能力』，『より高度な実践的指導力』の育成が可能かという問題が残るのである」と述べている。高倉翔編『新時代の教員養成・採用・研修システム』教育開発研究所，1999年，115頁

9) 同上，22－23頁。

10) 全国私立大学教職課程研究連絡協議会第19回研究大会（1999年5月23日，於：中京大学）において教科教育学（英語）を専攻する委員から，私立大学大学院においても「教科教育学が専修免許状でも重要な位置づけを占めなければならない」という発言があった。

11) 齊藤利彦「教育史教育について考える」『日本教育史研究』第11号，1992年，129頁。

12) 「社説：ゆとりの中でいい先生を」『毎日新聞』1998年11月2日。この記事は，日本教師教育学会『98.10.29教養審第2次答申及び関連資料』1998年11月に収録されている。

13) 「修士課程研修の拡大」『内外教育』1998年，11月6日，27頁。

14) 日本私立大学団体連合会『教育職員養成審議会「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について（中間報告，平成10年6月23日）」に対する意見』1998年8月28日。